

幼保連携型認定こども園くまの幼稚園 保護者会会則

(名称等)

第1条 この会の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 学校法人泰明学園 幼保連携型認定こども園 くまの幼稚園保護者会
- (2) 所在地 くまの幼稚園内（群馬県藤岡市上戸塚354-3）

(目的)

第2条 この会は、くまの幼稚園（以下「幼稚園」という。）の保育・教育の振興を図り、園児の健全やかな成長が図られるよう、幼稚園の運営に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 幼稚園の保育・教育の振興に関する事業
- (2) 園児の健全やかな成長に関する事業
- (3) 保護者相互の連携・協力に関する事業
- (4) その他必要な事業

(組織)

第4条 この会は、幼稚園に在籍する園児の父母をもって組織する。

(役員)

第5条 この会には、年少組以上の各クラスに家庭数の約1/3名の役員を置く。

- 2 年少組から年長組までの3年間で必ず1回（1年間）はクラス役員を務める。弟妹がいる場合は、その園児が年少から年長までの3年間で再度クラス役員を務める。
- 3 クラス役員の選出は年少組の時に協議し、3年間を見通した分担を決める。弟妹がいる場合は、上の子のクラスから役員を決めていくこととし、一度に複数のクラス役員を受けることは避ける。
- 4 クラス役員の任期は1年とする。

(運営)

第6条 この会の運営は、当該年度のクラス役員の総意に基づいて行い、必要に応じて園長がこれを補佐する。

- 2 クラス役員は、下記の園行事のうちの1つ又は2つの行事の運営を手伝う。
納涼祭（7月）、運動会（10月）、お遊戯会（11月）の当日の運営
- 3 クラス役員だけでは人手が不足する場合は、その都度、園行事を手伝うボランティアを募る。

(会議)

第7条 この会の会議は、クラス役員会及びクラス役員全体会とする。

- 2 クラス役員会は、年1回とし、年度始めの保育参観後に開催して、当該年度の活動の時期、内容、方法等を確認する。
- 3 クラス役員全体会は、クラス役員会では決定できない事項があった場合に、臨時的・緊急的に開催することがある。
- 4 クラス役員全体会は、園長が招集し、出席者の過半数をもって議決する。
- 5 あらかじめ、書面による委任状は出席したものとみなす。

(会費)

第8条 本会の会費は、学校法人泰明学園において定め、会費は1家庭あたり月550円とする。

(会計)

第9条 この会の経費は、会費による収入をもって、これに充てる。

- 2 この会の経費は、別表のとおり、主に園児の体験や活動の充実のために支出する。
- 3 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 4 この会の会計事務は、くまの幼稚園の職員が行うこととする。